

## DVを経験した子どもと大人のためのペアレント講座「CARE」業務 仕様書

### 1. 業務目的

DVのある環境から避難して新たな生活を始めた後に、DV被害の心理的な影響が顕在化することがある。特に子育て中の女性の場合、自分自身のDV被害と向き合うだけなく、DVという虐待的な環境に晒されていた子どもをケアしていく必要性にも迫られ、母子関係を悪化させてしまうことがある。母子間や兄弟間で暴力の再演が起きることもある。

トラウマ・インフォームドな視点から生まれたペアレンティング・プログラム「CARE(ケア)」を実施し、子育ての実践的なスキルを体験的に学ぶ機会の提供と、DV被害を受けた母子の心理的回復および母子関係の再構築の支援を目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 事業対象（定員：各シリーズ 10 名）

- ① DV被害から逃れ、現在パートナーと離れて暮らしている
- ② 現在、2歳から小学校6年生までの子どもを育てている
- ③ こどもとの関係をよりよくしたいと思っている
- ④ 原則、神戸市在住・在勤（在学）
- ⑤ 3日間の講座にすべて参加できる

上記①～⑤すべてに該当する母親

#### (2) 事業内容

- ・3日間の連続講座を1シリーズとし、上半期（5～9月）下半期（10～2月）にそれぞれ1回ずつ連続講座を実施する。
- ・連続講座を申し込んだ対象者に対して、対象者のDV被害経験や心身の状態の把握、連続講座の趣旨説明を目的とした事前面接を行う。
- ・事前の参加申込受付は市で行うが、当日の参加受付や運営（当日の一時保育受付及び講座の中止連絡等を含む）は事業者が行う。
- ・各シリーズの最少催行人員は2名とする。申込締切までに最少催行人員に達しない場合は、講座の開催を中止とする。申し込みがあったが当日に急な欠席があり参加者がそれを下回る場合は開催する。

#### (3) 事業の広報

チラシの作成と関係機関への送付等により、広報を行うこと。

神戸市ホームページへの掲載・広報紙KOBEへの掲載等の協力は可能。

### 3. 業務条件

#### (1) プログラムの実施にあたり、CARE認定ファシリテーターの有資格者が講師として参画すること。

- (2) 行事用保険に必ず加入すること。
- (3) 気象状況や人員が定員に満たず開催不可となった場合は、ただちに市へ報告し、講座当日の開催にかかる費用の精算を行うこと。保険料は払込前の場合のみ精算を行うこと。
- (4) 実施予定のプログラムについて、過去に実施実績があるものとする。

#### **4. 委託業務の履行場所**

神戸市内（事業者にて確保）

※公共施設利用の場合は規模・費用面で相談可（減免・無料施設あり）

#### **5. 契約期間**

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

#### **6. 委託契約金額の上限**

1,180,000円（消費税・地方消費税含む）

※行事用保険料を含む

#### **7. 業務報告について**

各回の講座終了後、当該回における参加人数や実施内容等の報告書を作成し、講座終了日から30日以内に市に提出すること。また、委託業務完了後、60日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに実施業務の内容、成果及び課題等をまとめた業務報告書を提出すること。

#### **8. 提出書類・時期**

- (1) 業務責任者届（様式1） 契約締結後14日以内
- (2) 実施報告書（様式自由） 各回の講座終了日から30日以内
- (3) 業務報告書（様式自由） 委託業務完了後、60日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日まで
- (4) 収支決算書（様式自由） 委託業務完了後、60日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日まで

#### **9. 契約保証金**

免除

#### **10. 担保期間**

なし

#### **11. 検査**

事業履行完了の報告後に検査を行う。

## 12. 支払方法および精算

### 概算払い

契約締結後、委託事業者からの請求を受けて速やかに概算払により支払う。

事業終了後、実施報告書及び業務報告書、収支決算書により神戸市が履行確認を行い、委託料の金額を確定させ精算を行う。精算の結果、既払金額が確定した委託料の金額を超過している場合には、委託事業者は神戸市に対し超過額を返還する。

## 13. 委託契約約款の加除（神戸市「甲」 委託事業者「乙」）

### （追加条項）

第 43 条 乙は、委託業務の完成後、甲の指定する期日までに、別紙精算報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第 4 条に基づき検査し、仕様書 12 番に基づき精算を行う。

3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。

## 14. その他

- (1) この事業にかかる文書等の記録は、事業終了後 5 年間（令和 14 年 3 月 31 日まで）保存しておくこと。
- (2) この仕様書に明記されていない業務については、その都度家庭支援課と十分に協議すること。

## 15. 担当課

担当 神戸市こども家庭局家庭支援課 辻本・矢野

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 電話 078-322-0249